

## 学校給食用パン委託加工に関する契約書

公益財団法人愛媛県学校給食会（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は学校給食用パン（以下「パン」という。）の加工に関し、次の条項により契約を締結する。

（パンの加工の委託）

第1条 甲は、この契約の定めるところにより、パンの加工を乙に委託するものとする。

（乙の責任）

第2条 乙は、この契約及び甲の指導・監督に従い、責任を持ってパンの加工に当たるものとする。

（原料及び副資材）

第3条 甲は、乙がパンを加工するために必要な原料である小麦粉、米粉等並びに副資材のうちショートニング、砂糖及び脱脂粉乳を需要月の前月の末日までに、副資材のうち甲の供給に係る練込材料を需要日の前日までに、それぞれ乙に引き渡すものとする。

2 前項の原料及び副資材の危険負担については、その引渡し完了の時から乙の負担とする。ただし、やむを得ない事由による場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 第1項の原料及び副資材の容器は、甲の指示により乙が処分するものとする。

4 乙がパンを加工するために必要な副資材のうちイースト、鉄板油、分割油及び食塩は、乙が必要に応じて調達するものとし、その費用は加工賃に含めて甲が負担するものとする。

（加工及び納入）

第4条 乙は、甲の指定する学校又は共同調理場（以下「学校等」という。）からパンの需要の通知を受け、付録に定める規格により、需要日に加工したパンを午前11時30分までに学校等に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、需要日に加工することができないときは、乙は、あらかじめ理由を付して甲に届け出るものとする。

（加工賃）

第5条 乙は、納入したパンの加工賃について、「給食用パン納入報告書」により甲に報告し、甲は、これに基づき、需要月の翌月の25日までに、乙の指定する銀行口座へ加工賃を振り込むものとする。

2 パン1個当たりの加工賃は、愛媛県教育委員会との協議を経て、甲が年度ごとに決定する。ただし、経済事情の変動等により年度の途中において変更の必要が生じたときは、甲、乙及び愛媛県教育委員会が協議して決定するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾を得なければ、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(報告及び検査)

第7条 乙は、甲から引渡しを受けた原料及び副資材の出納について、所定の帳簿に正確に記帳しなければならない。

2 乙は、毎月末に「給食用パン納入報告書」を甲に提出しなければならない。

3 甲が必要と認めたときは、乙から報告を徴し、又は第1項の原料及び副資材並びに帳簿の検査を行うことができる。

4 前項の規定に基づき甲が行う検査については、乙はこれを拒むことはできない。

(衛生管理基準の遵守等)

第8条 乙は、パンを加工及び納入するに当たって、甲が定める学校給食用パン委託加工工場衛生管理基準（以下「衛生管理基準」という。）に規定するすべての項目を遵守すること。

2 乙は、衛生管理基準が遵守できない状況が生じたときは、その理由に関わらず、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

3 甲は、必要と認めたときは、乙から報告を徴し、又は第1項に係る衛生管理状況並びに関係する点検表及び記録簿の検査を行うことができる。

4 前項の規定に基づき甲が行う検査については、乙はこれを拒むことはできない。

(災害時の対応)

第9条 乙は、天災地変により応急の給食を実施する学校等からパンの特別需要の通知を受けたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

2 甲は、天災地変により応急の給食を実施する学校等からパンの特別需要の通知を直接を受けたときは、直ちに乙に通知し、対応を指示するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲は賠償の責を負わない。

(1) この契約（付録を含む。）に違反したとき。

- (2) 正当な事由によりパンの加工の必要がなくなったとき。
- (3) パンの品質調査の成績が著しく不良で、改善が見込めないとき。
- 2 乙がこの契約を解除しようとするときは、その解除する日の1箇月前までに解除の理由及び解除の日を明記して、甲に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定により契約を解除したときは、乙は直ちに、甲から引渡しを受けていた原料及び副資材の残量を甲に返済しなければならない。

(損害賠償と連帯保証人)

第11条 乙の故意又は過失により甲に生じた損害については、乙が賠償の責を負う。

2 前項の賠償に関し、乙は連帯保証人を立てるものとする。

(有効期間)

第12条 この契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(契約の変更)

第13条 この契約の有効期間内であっても、契約を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して変更することができる。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 松山市辻町12番29号  
公益財団法人愛媛県学校給食会  
理事長 眞鍋 幸一

⑩

乙

\_\_\_\_\_ ⑩

[ 付 録 ]

1. 契約書第4条によるパン規格は次のとおりとする。

(1) 原料に対する副資材の配合量

ショートニング	6 %
砂 糖	5 %
脱 脂 粉 乳	6 %
食 塩	1.8%
イ ー ス ト	3 %

副 資 材		小麦粉重量				
		40 g	50 g	60 g	70 g	80 g
シ ョ ー ト ニ ン グ	g	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8
砂 糖	g	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
脱 脂 粉 乳	g	2.4	3.0	3.6	4.2	4.8
食 塩	g	0.72	0.9	1.08	1.26	1.44
イ ー ス ト	g	1.2	1.5	1.8	2.1	2.4
小麦粉 1 袋 ( 25 kg ) 当たり 製 造 歩 留	食	625	500	416	357	312
10 食 当 た り の 製 品 重 量	g	644	804	965	1,126	1,287
加 工 賃	円	単価別途通知				

(2) パンの形態

○ コッペパン



# 連帯保証人確約書

令和 年 月 日

公益財団法人愛媛県学校給食会

理事長 眞鍋幸一様

私は、公益財団法人愛媛県学校給食会を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として令和 年 月 日付けで締結された「学校給食用パン加工委託契約」第9条に定める「乙の故意又は過失により甲に生じた損害」につき、乙の連帯保証人として賠償の責任を負うことを確約し、後日のために確約書を1通差し入れます。

## [連帯保証人記入欄]

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

勤務先電話番号 \_\_\_\_\_

契約の乙との関係 \_\_\_\_\_